

○厚生労働省令第百六十三号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（略）

（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則等の一部改正）

第十九条 次に掲げる省令の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一 （略）

二 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）第二十七条第一項第二号

三 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）第四十六条第二号

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（略）